

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (別表)		改正前 (別表)	
【監視関係】		汎用申請対象手続一覧	
手続名称	根拠法令等	手續名称	根拠法令等
入港届（報告書）提出（公用船）	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号。以下「<u>地位協定特例法</u>」という。）第 5 条第 1 項</p> <p>日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 29 年法律第 149 号。以下「<u>国連軍協定特例法</u>」という。）第 4 条（地位協定特例法第 5 条第 1 項を準用）</p> <p>特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日 藏関第 103 号）第 1 章 5－2(1)、第 2 章 4－2(1)</p>	入港届提出（報告書）（公用船）	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号。以下「<u>日米地位協定法</u>」という。）第 5 条第 1 項</p> <p>特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日 藏関第 103 号）第 1 章 5－2(1)</p>
出港報告書提出（公用船）	<p><u>地位協定特例法第 5 条第 1 項</u>  <u>国連軍協定特例法第 4 条（地位協定特例法第 5 条第 1 項を準用）</u>  <u>特例法基本通達第 1 章 5－2(2)、第 2 章 4－2(1)</u></p>	出港報告書提出（公用船）	<p><u>日米地位協定法第 5 条第 1 項</u>  <u>特例法第 1 章 基本通達 5－2(2)</u></p>
入港申告書提出（公用機）	<p><u>地位協定特例法第 5 条第 1 項</u>  <u>国連軍協定特例法第 4 条（地位協定特例法第 5 条第 1 項を準用）</u></p>	（新規）	（新規）

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>出港申告書提出（公用機）</u>  特例法基本通達第 1 章 5－3(1)、第 2 章 4－2(2)	
<u>出港申告書提出（公用機）</u>  地位協定特例法第 5 条第 1 項 国連軍協定特例法第 4 条（地位協定特例法第 5 条第 1 項を準用） 特例法基本通達第 1 章 5－3(1)、第 2 章 4－2(2)	(新規)
<u>とん税免除証明申請（合衆国軍隊）</u>  地位協定特例法第 4 条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 125 号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第 2 条 特例法基本通達第 1 章 4－1	(新規)
<u>とん税免除証明申請（国際連合の軍隊）</u>  国連軍協定特例法第 4 条（地位協定特例法第 4 条を準用） 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 128 号。以下「国連軍協定特例法施行令」という。）第 2 条（地位協定特例法施行令第 2 条を準用） 特例法基本通達第 2 章 4－3	(新規)
<u>軍人用販売機関等の輸出物品の積込確認（船積確認書）</u>  特例法基本通達第 1 章 雜一 2(3)、(4)	(新規)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<b>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</b>	
手続名称	根拠法令等
再輸出免税貨物輸出届出	定率法第 17 条第 3 項 定率令第 39 条 <u>第 4 項</u> 定率基 17-7(1)
(省略)	(省略)
免税物品の譲渡申告（合衆国軍隊）	地位協定特例法第 11 条第 1 項 地位協定特例法施行令第 11 条、第 12 条 特例法基本通達第 1 章 11-2
免税物品の輸入（譲受）申告（合衆国軍隊）	地位協定特例法第 12 条第 1 項 地位協定特例法施行令第 13 条、第 14 条 特例法基本通達第 1 章 12-2
合衆国軍隊の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸出入申告	地位協定特例法施行令第 3 条第 4 項、第 6 条 特例法基本通達第 1 章 6-3、9-1、雑-1
合衆国軍隊の軍用品等の対象となる貨物に係る軍納物品輸出入申告	地位協定特例法施行令第 3 条第 4 項、第 6 条 特例法基本通達第 1 章 6-3、9-1、雑-1
合衆国軍隊への引渡し等の証明	地位協定特例法施行令第 4 条第 2 項 特例法基本通達第 1 章 8-1
軍納品等滅失確認・承認申請	地位協定特例法施行令第 5 条 特例法基本通達第 1 章 8-3
軍人用販売機関等の輸出物品の積込確認（輸出証明書）	特例法基本通達第 1 章 雜-2(2)、(4)

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
免税物品の譲渡申告（国際連合の軍隊）  国連軍協定特例法第 4 条（地位協定特例法第 11 条第 1 項を準用） 国連軍協定特例法施行令第 3 条（地位協定特例法施行令第 11 条、第 12 条を準用） 特例法基本通達第 2 章 4 - 1	(新規)  (新規)
免税物品の輸入（譲受）申告（国際連合の軍隊）  国連軍協定特例法第 4 条（地位協定特例法第 12 条第 1 項を準用） 国連軍協定特例法施行令第 3 条（地位協定特例法施行令第 13 条、第 14 条を準用） 特例法基本通達第 2 章 4 - 1	(新規)  (新規)
国連軍の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸入申告  国連軍協定特例法施行令第 3 条（地位協定特例法施行令第 3 条第 4 項、第 6 条を準用） 特例法基本通達第 2 章 4 - 1、4 - 4	(新規)  (新規)
<b>【保税関係】</b>	
手続名称 小売業者承認申請 関税免除物品の手入等に係る倉庫等承認申請 軍納品の作業(手入)着手届出 軍納品の作業(手入)終了申告 軍納品、製品等又は副産物搬出入届出	根拠法令等 (省略) 地位協定特例法施行令第 7 条 特例法基本通達第 1 章 10-1(1) 特例法基本通達第 1 章 10-1(5) 地位協定特例法施行令第 8 条第 1 項 特例法基本通達第 1 章 10-1(7) 地位協定特例法施行令第 9 条 特例法基本通達第 1 章 10-1(4)
<b>【保税関係】</b>	
手續名称 (同左) (新規) (新規) (新規) (新規)	根拠法令等 (同左) (新規) (新規) (新規) (新規)